## 令和4年6月6日開催 静岡県森林審議会(林地保全部会)議事録

審議事項:林地開発許可について

令和4年6月29日

## 議事録署名人 ■■ ■■

事務局	定刻となりましたので、令和4年度静岡県森林審議会第 1 回林地保
(阿曽班長)	全部会を開催します。 
	森林保全課の阿曽です。よろしくお願いいたします。
	本日は、令和3年度3月林地保全部会における指導事項への対応報
	告2件と、包括諮問案件2件の答申報告に対し、御意見等を伺いたいと
	思います。
	それでは、はじめに、森林保全課長の大川井から御挨拶申し上げま
	す。
事務局	(挨拶)
(大川井課長)	
事務局	次に、議長の選任に移りたいと思います。
(阿曽班長)	例規集にございます、静岡県森林審議会林地保全部会運営規程第6
	条に基づき、今泉部会長に議長をお願いしたいと思います。
	今泉部会長よろしくお願いいたします。
今泉議長	それでは議事に基づいて審議を進めますが、今回初めて出席される
	委員の方もいらっしゃいますので、前回御紹介していただいた委員の
	先生方含めまして、簡単に自己紹介をお願いします。
	(委員自己紹介)
	続きまして、審議に入る前に、傍聴希望者の有無について事務局か
	ら報告をお願いします。
事務局	本日は、傍聴希望者がおりませんので、公開、非公開を分けずに審議
(阿曽班長)	をお願いします。
今泉議長	ただいま報告がありましたが、本日は傍聴者がいないということで、
	非公開部分を分けずに審議を進めます。
	それでは、事務局から資料の確認及び定足数について報告をお願い
	します。
事務局	まず資料の確認をお願いいたします。あらかじめ皆様に、緑色のファ
(阿曽班長)	イルの令和4年度第1回静岡県森林審議会林地保全部会資料を郵送し
	ております。

	また水色のファイルに例規集を、令和3年度3月の林地保全部会の
	際にお渡しできていない委員の方の机の上に置いております。
	資料はお手元にございますでしょうか。
事務局	よろしいようでしたら、次に定足数の報告をいたします。
(阿曽班長)	本日は、委員7人に御出席をいただいており、静岡県森林審議会運営
	規程第3条の半数以上という成立要件を満たしていることを報告しま
	す。
今泉議長	本日は、前回の審議会林地保全部会における指導事項への対応報告
	2件と、包括諮問案件2件の答申報告とのことです。
	委員の皆様におかれましては、積極的な発言と、審議の円滑な進行に
	御協力をお願いします。
	なお、本日の議事録署名人については、お忙しいところ恐縮ですが、
	■■委員にお願いしたいと思います。
今泉議長	それでは、次第2の報告事項の令和4年3月林地保全部会における
	指導事項に対する報告について、事務局から説明をお願いします。
事務局	緑色のファイルの3ページ目、令和3年度静岡県森林審議会第4回
(阿曽班長)	林地保全部会における指導事項一覧を御覧ください。
	まず1点目、前回審議いただいた掛川市大坂の土石の採掘及び一部
	農地造成について、令和4年4月13日付けで許可しました。
	林地保全部会でいただきました指導事項について、事業者等からの
	回答を報告します。
事務局	(指導事項への対応状況の説明)
(村松主査)	
事務局	続きまして、緑色のファイルの4ページ目を御覧ください。
(阿曽班長)	2点目として、前回、包括諮問の答申報告を行いました牧之原市静谷
	の残土処理場の建設及び農用地の造成についてです。
	林地保全部会でいただきました指導事項について、事業者からの回
	答を報告します。
事務局	(指導事項への対応状況の説明)
(佐野主任)	
今泉議長	今2件報告がありまして、1件目は個別諮問で、前回私たちが現地見
	学したところですが、4件の指導事項に対する対応を報告いただきま
	した。
	2件目については包括諮問、1点の指導事項に対する対応を報告い
	ただきました。
	ただいまの報告について皆様から何かございますか。
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

■■委員	前回出席していませんので詳しいことがわからないですが、1件目
	の放流管の拡大は、期間があるのですか。ある期間この放流管が設置さ
	れてその期間が危なくなるという話なのか、今後ずっとか、教えていた
	だきたいです。
 事務局	
(村松主査)	で常設ということで、仮設ではございません。
■■委員	そうすると、一つ目の豪雨時、長雨時には下流のパトロールを行って
	いうのがありますが、ずっとやっていくのですか。
事務局	確認をしていないものですから、植栽をして戻る期間までなのかと
(村松主査)	いうふうに認識はしているのですが、ここで明確なお答えができませ
	$harpho_{\circ}$
■■委員	よく最初やりますと言って、しばらくやっていたけれども気がつい
	たら、ということが多いので、確認いただければと思います。
■■委員	2件目の方です。
	指摘事項への対応で在来種としてヨモギ、メドハギ、ヤマハギを使用
	するということでしたが、同じ種、学名が同じであっても中国産とかに
	なると、かなり性質も違ったものが入り、問題になっていることがあり
	ます。
	ですので、最低でも日本産であることをしっかりと確認していただ
	きたいと思います。
事務局	審査機関の志太榛原農林事務所が、3種を使用するように変更する
(佐野主任)	と事業者から聞き取っており、国産のものかは説明がなかったので、御
	意見は伝えさせていただきます。
	静岡県の在来種外来種の使用につきましては、在来種を使用するよ
	うに指導していますが、一方で建設工事における一般的な現状として、
	全て国産在来種で入手することが難しいという声もいただいていま
	す。少なくとも吹付種子を在来種にするよう指導はしていますが、国立
	公園などのより一層の配慮が求められるところ以外では、全ての現場
	において国産在来種を使うところまでは、事業者に強く求めていなか
	ったところです。
	御意見いただきましたことは事業者にしっかりと伝えます。
■■委員	供給体制も含めて今後の課題ということで理解しました。
事務局	補足説明をさせてください。森林保全課長代理の松野です。
(松野課長代理)	今申し上げたように、なるべく国産を使ってくださいという指導は
	していますが、公共工事でも国産在来種を全部使っているかというと、
	使えてないというところもありますので、依頼とか指導はしますが、マ

	ストということではないということで御理解ください。
今泉議長	よろしいですか。その他、何かございますか。
	よろしければ次の審議事項、次第3の包括諮問案件の説明及び答申
	報告に移りたいと思います。
事務局	包括諮問案件について、答申内容を報告します。
(阿曽班長)	まず、初めに、審査を行いました各機関から計画内容、審査結果につ
	いて説明し、その後、事務局から答申内容を報告します。
	初めに、包括諮問の赤インデックス、1番、伊豆市上舩原おける「土
	石の採掘(採石)及び建設発生土処分場」について審査機関である東部
	農林事務所から説明いたします。
東部農林事務所	(包括諮問 許可 1 案件説明)
(内藤主任)	
事務局	本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する公
(阿曽班長)	益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当し
	ないと認められる。」との答申を出しております。
	また、指導事項として「最終残壁が完成した箇所から、順次緑化計画
	に従い緑化すること。」を付しております。
事務局	次に、包括諮問の赤インデックス、2番、静岡市駿河区丸子における
(阿曽班長)	「土石の採掘(採石)及び農地造成」について審査機関である静岡市か
	ら説明をお願いします。
静岡市	(包括諮問 許可 2 案件説明)
(森主幹)	
事務局	本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する公
(阿曽班長)	益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当し
	ないと認められる。」との答申を出しております。
	また、指導事項として「最終残壁が完成した箇所から、順次緑化計画
	に従い緑化すること。」及び「農地造成後の調整池兼沈砂池について、
	盛土部の浸食対策を検討すること」を付しております。
	以上2件の報告をいたしました。
今泉議長	ただいまの2件の報告に対して、質問や御意見がある委員は挙手の
	上、御発言をお願いします。
■■委員	1 件目ですが、審査項目の水害の防止で、許容放流量という数字が出
	ていますが、何か流量があってそれを下回るような許容放流量でなけ
	ればならないということだと思いますが、ここに書いてある許容放流
	量の数字がよくわからないので、説明してください。
	流量として、0.032m3/sec に対して 0.0313m3/sec とあり、その下に

4.04 mm/h とあります。これは「Rc が 15 mm/h を下回らないこと」という条件を満たしていません。つまりこの Rc より大きい雨を受け止めなければいけないということだと思います。

それからその後に 76.1h で空とありますが、24 時間以内に調整池が空になるよう設計と書いてありますから、それを大幅に上回る時間数であるように読み取れます。

許容放流量の計算の仕方について、何かミスなりあるのかなと見えますので、少し補足の説明をしてください。

## 東部農林事務所(内藤主任)

基準値の 0.032m3/sec 以下というのは、元々の流せる量から直接放流を除いて出しています。その結果として、オリフィスで絞って 0.0313m3/sec 以下にしていくというのがこの調整池で、0.0313m3/sec の雨量強度が 4.04 mm/h になります。

これは非常に少なくて、基準の 15 mm/hを下回っています。こういった場合に一雨をどうするかということで、24 時間で空になってまた次の雨に備えることになりますが、ここの場合、計算すると 76.1h でないと空にならないということです。

備考に書いていますが、ここについては、広めの調整容量を持った調整池を設けており、必要容量の3倍以上で、二山の、連続した雨が降った場合も耐えうるような容量を持った構造となっています。

そういった中で、適正であると判断しています。

## ■■委員

書き方だけで実質的な問題ではないのかもしれないですが、許容放流量のところに 15 mm/h を下回らないことと書いてあり、それより大きい降雨強度が書かれてないと認められないというように読み取れるわけですが、それより非常に小さい降雨強度が出ているところは、まだ理解できません。

許容放流量という言葉の定義や、計算式とかのあたりで何か誤解があるのではないのか。なぜそこに下回らないことと書いてあるかの意味がわからないです。

例えば、今1番の議論をしていますが、2番の審査項目の同じ欄には降雨強度 23.4 mm/h と書いてあります。23.4 mm/h の大きな雨でよいという、つまり大きい数字が書いてあってOKと判断しているように見えますが、1番では逆に、4.04 mm/h という非常に低い降水強度を書いてあり、矛盾しているように思います。

許容放流量は、その川の開発した場所から下流のある地点で、どれだけの流量を流下させることができるかという値だと思いますが、それが上から流れてくる水に対して十分大きいことが証明されなければい

	けないと思います。そのあたりの定義が混乱しているように見えます。
	■■先生が御専門だと思いますので、補足いただけないでしょうか。
■■委員	多分■■先生のお話は、備考欄を見ると、ここは十分な容量があるか
	らこれを満たさなくていいというような読み方もできますが、結局、
	Rc15 mmを下回らないことも、24 時間以内に調整池が空になることもど
	ちらも満たせておらず、では指標は何だということです。
	そもそもの Rc がなぜ大きくなくてはいけないか、下流に流す許容放
	流量はこれ以上の流量を出してはいけないという方はわかるのですけ
	ど、Rcが何なのか教えてください。
事務局	まず審査項目の許容放流量の欄ですが、こちらは林地開発許可の審
(阿曽班長)	査基準になっていますが、今回は採石事業ということで、採石事業の内
	容用いて審査をすることになります。その場合には、Rc15 mm/h を下回
	らないこと、24 時間以内に調整池が空になることという基準はついて
	おりません。ですので、こちらについては、基準の適用がないというこ
	とになります。
	許容放流量につきましては、先ほど御指摘にありましたように、下流
	の河川の流下能力を見るものですので、下流の流下能力 0.032 m3/sec
	に対して 0.0313 m3/sec になっていることで、下流の能力を上回るこ
	とはないという数字です。
	ここの書き方については、今後注意していきたいと思います。
■■委員	このケースにおいては、通常の林地開発許可制度の基準は満たして
	いなくても、別のルールなり基準があって、許可できるような仕組みに
	なっているということですね。
	それであれば、そういうことをどこかに書いてもらわないとわから
	ないです。逆に、そういう例外が認められる根拠というのはどういうと
	ころにあるのでしょうか。
事務局	林地開発の審査基準におきまして、原則として、林地開発で定めてい
(阿曽班長)	る審査基準を用いることとしています。ただし例外があり、採石法や都
	市計画法などに該当するものについては、その審査基準を用いて審査
	すると決まっていますので、今回は採石法の審査基準を用いるという
	ことになります。
■■委員	森林法より強い法律があって、その強い法律の方の緩い基準に合わ
	せざるを得ないというように理解しました。
■■委員	24 時間以内に調整池が空になるように設計しなければいけない理由
	は何でしょうか。あまり長く水溜めていると良くないということです
	か。

事務局	林地開発でいうと、30年確率の降雨に対して安全であるように設計
(阿曽班長)	していますが、30年確率が2日連続で起きたときを考えているのでは
	ないかと思っています。
	24 時間で一旦空になって、もう一度同じように降っても大丈夫とい
	うことで、このような基準が作られているものと考えています。
■■委員	そうすると、76 時間、3日以上も水が溜まった状態になるというこ
	となので、それには対応できないけれども、どうしてもそれに対応しな
	ければいけないということではないという理解でいいですか。
事務局	こちらの調整池については、二山降雨が来てまだ大丈夫な容量が確
(阿曽班長)	保されているということです。
■■委員	そうすると、この指標だけで評価するのは難しそうですね。
	24 時間で空にならなくても、二山、三山でも捌ければいいというこ
	とですよね。
事務局	審査項目のところの書き方については、今後注意していきたいと思
(阿曽班長)	います。
今泉議長	30 年確率の雨が二日間続いても、調整池がその水を保持できると。
東部農林事務所	採石は 50 年です。
(内藤主任)	
事務局	森林保全課長代理の松野です。補足説明をさせてください。
(松野課長代理)	書き方が紛らわしく混乱を招き申し訳ございません。
	林地開発の基準ですけれども、県が作っているオリジナルの林地開
	発の審査基準がございます。
	ただ、例えば都市計画法とか宅地造成法がかかる場合は、林地開発の
	審査基準ではなく、都市計画法とか宅地造成法の基準でやりましょう
	という内容になっています。
	これは、法令によって数字が違うとか、宅地造成法の降雨強度が強い
	ところもあれば弱いところもあって、事業者にいろいろな基準で求め
	ると、全部作らなければならない、いろいろな指導がまたがってしまう
	ため、どちらかの基準で統一しましょうということになっています。 
	今回は土石の採掘なので、採石法と砂利採取法と二種類ありますが、 
	採石法、砂利採取法でやるという基準になっています。 
	林地開発の審査基準には許容放流量の考え方が二つあります。
	一つは下流を溢れさせないために出してはいけない上限を決めてい
	ます。1番でいうと、0.032 m3/sec 以下にしないと駄目ということで、
	0.0313 m3/sec なので、河川が溢れるようにはなっていないというのが
	一つの基準です。

	もう一方で、どんどん絞れば絞るほど、調整池のはける時間は長くな
	ります。調整池が空になる時間が長くなると、例えば次に大雨が降った
	ときに耐えられないというような状況もありえます。ですので、調整池
	が 24 時間で空になるようにというのがその基準で、今ここには二つの
	基準が書いてあります。
	二つの基準のうち、Rc15 mm/h というのは、そもそも砂利にはない基
	準を書いてしまっています。今後記載の際は、精査いたします。
	24 時間というのは、次に雨が降った時にまだはけていないと、調整
	池の機能を発揮できないということですので、24 時間で空となるよう
	にしています。
	実際には、仮に林地開発許可審査基準の場合は、下流河川の流下能力
	がなく絞らなければならないような場合、仕様規定で基準上は 24 時間
	で空となっていても、性能規定の考え方から、24 時間で空にならなく
	てもまた同じ雨、岩石の場合は 50 年確率、林地開発の場合は 30 年確
	率ですが、そういう雨が降ったときに、また耐えられるような能力があ
	ればいいという考え方もしております。これは例外的な考え方ですが、
	性能規定でそういう考え方もとれるというようには考えています。
	ただ今回は砂利なので、基本的には Rc15 mm/h は、規定されてない基
	準を書いてしまっています。ここの表現の仕方については、以後見直し
	たいと思っています。
今泉議長	他法令が関わってくるとなると、林地開発許可の基準だけで議論で
	きないということで混乱を招くので、表現は今後事務局でぜひ改善を
	お願いします。
	その他、御意見いかがでしょうか。
■■委員	調書2枚目の生息動物風致その他のところに、3 行目、静岡県版レッ
	ドデータブック記載の(希少野生動植物の生息が)確認されていないと
	いうことですけど、この調査がいつ行われたかを教えていただきたい
	のと、もし昭和 58 年に県と保全協定を締結したときの調査であるなら
	その旨も記載し、だいぶ時間が経つので、どこかで調査をしていただき
	たいです。
事務局	ただいまの御質問に関しましては、東部農林で書類を確認し回答さ
(阿曽班長)	せていただきます。
今泉議長	その他いかがでしょう。
■■委員	まず 1 番目で、空中写真が入ったA3の図に青の点々で森林界とあ
	ります。この点線の森林界の意味がよくわからないので教えてくださ
	ιν <sub>°</sub>

もう一つは2です。2はゆくゆく農地に返還していくということですが、土砂採取の後の造成地が一体いかなる農地に変わっていくのか、茶畑にするとか、ここら辺だとこういう利用があるというのがあれば教えていただきたいのが一つ。それからこの場合、土地利用計画上はどのような扱いになっているのか。森林から一旦外れて、その後農地に組み込まれることになるか、取り扱いについて教えてください。まず1点目の青い線については私の方から御説明します。2点目の静岡市の農地の件については、静岡市に回答をお願いします。まず1点目の青い線については私の方から御説明します。まず1点にの管班長、たるの森林界は、森林の区域がどこまでかを表しています。林地開発許可は、あくまで森林の中でしか法的な効果が及びません。ですので、審査をしている内容がどこまでが許可の該当になるかを示しています。今回の二葉建設の件に関しては、5条森林の部分がどこかを示しており、青い線の左側、上の方が森林の区域になっていて、ここが林地開発許可の対応になっていることを表しています。 精足説明させてください。森林法の第2条の森林というのは、一般的に立木竹が生えているような森林を指しますが、森林法の第2条の森林というのもあります。森林法第2条の森林というのは、一般的に立木竹が生えているような森林を指しますが、森林法の第2条の森林というのものも見事が立てることになっていまして、地域森林計画を立てたところが林地開発許可の対象となります。ですので、森林法第5条の対象の森林ということで5条森林と言っていますが、林地開発は、例えば国有林とかは対象になりません。地域森林計画の、森林法第5条の対象の森林について許可を得るということで、そこが5条森林の範囲、境ということで5条森林と高いうことで、それでは、先ほどの■■先生の御質問についてです。手元の資料を確認したのですが、具体的な調査内容まで書いてなく、ここに書いてあるのがほぼ全でですので、また確認させてください。内容もそうですが、前回の審査会でもお願いしたかと思うのですが、いつ調査をして結果が出ているのかというのも、書き加えていただきたいです。		
来畑にするとか、ここら辺だとこういう利用があるというのがあれば教えていただきたいのが一つ。それからこの場合、土地利用計画上はどのような扱いになっているのか。森林から一旦外れて、その後農地に組み込まれることになるか、取り扱いについて教えてください。  事務局 (阿曽班長)		もう一つは2です。2はゆくゆく農地に返還していくということで
教えていただきたいのが一つ。それからこの場合、土地利用計画上はどのような扱いになっているのか。森林から一旦外れて、その後農地に組み込まれることになるか、取り扱いについて教えてください。  事務局 (阿曾班長)		すが、土砂採取の後の造成地が一体いかなる農地に変わっていくのか、
のような扱いになっているのか。森林から一旦外れて、その後農地に組み込まれることになるか、取り扱いについて教えてください。  事務局 (阿曽班長)  「阿曽班長)  「「「「「「「「「「「「「「」」」」」」」」」」」。  「「「「「「」」」」」  「「「「」」」」  「「「「」」」」  「「「」」」  「「「」」」  「「「」」」  「「「」」」  「「「」」」  「「」」」  「「」」」  「「」」」  「「」」」  「「」」」  「「」」」  「「」」」  「「」」」  「「」」」  「「」」」  「「」」」  「「」」」  「「」」  「「」」」  「「」」」  「「」」」  「「」」」  「「」」  「「」」」  「「」」」  「「」」」  「「」」」  「「」」」  「「」」」  「「」」」  「「」」」  「「」」」  「「」」」  「「」」」  「「」」」  「「」」」  「「」」」  「「」」」  「「」」」  「「」」」  「「」」」  「「」」  「「」」」  「「」」  「「」」」  「「」  「「  「「」  「「  「「  「「  「「  「「  「「  「「  「「   「「  「「  「「  「「  「「  「「  「「  「「   「  「  「  「  「   「  「   「   「		茶畑にするとか、ここら辺だとこういう利用があるというのがあれば
事務局 (阿曽班長)  事務局 (阿曽班長)  東部周 (阿曽班長)  東部周 (阿曽班長)  東部周 (阿曽班長)  東部農林事務所 (内藤主任)  東部農林事務所 (内藤主任)  東部農林事務所 (内藤主任)  東部農林事務所 (内藤主任)  東部農林事務所 (内藤主任)  東部農林事務所 (内藤主任)  東部農人  東部農林事務所 (内藤主任)  東部農人  東部農人  東部農人  東部農林事務所 (内藤主任)  東部農人  東部農人  「中国・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・		教えていただきたいのが一つ。それからこの場合、土地利用計画上はど
事務局 (阿曾班長)  まず1点目の青い線については私の方から御説明します。2点目の 静岡市の農地の件については、静岡市に回答をお願いします。 まず青い点線ですけれども、この森林界は、森林の区域がどこまでか を表しています。林地開発許可は、あくまで森林の中でしか法的な効果 が及びません。ですので、審査をしている内容がどこまでが許可の該当 になるかを示しています。 今回の二葉建設の件に関しては、5条森林の部分がどこかを示して おり、青い線の左側、上の方が森林の区域になっていて、ここが林地開 発許可の対応になっていることを表しています。  ・		のような扱いになっているのか。森林から一旦外れて、その後農地に組
(阿曽班長) 静岡市の農地の件については、静岡市に回答をお願いします。 まず青い点線ですけれども、この森林界は、森林の区域がどこまでかを表しています。林地開発許可は、あくまで森林の中でしか法的な効果が及びません。ですので、審査をしている内容がどこまでが許可の該当になるかを示しています。 今回の二葉建設の件に関しては、5条森林の部分がどこかを示しており、青い線の左側、上の方が森林の区域になっていて、ここが林地開発許可の対応になっていることを表しています。		み込まれることになるか、取り扱いについて教えてください。
まず青い点線ですけれども、この森林界は、森林の区域がどこまでかを表しています。林地開発許可は、あくまで森林の中でしか法的な効果が及びません。ですので、審査をしている内容がどこまでが許可の該当になるかを示しています。 今回の二葉建設の件に関しては、5条森林の部分がどこかを示しており、青い線の左側、上の方が森林の区域になっていて、ここが林地開発許可の対応になっていることを表しています。  事務局 (松野課長代理) 森林法では森林というと、森林法の第2条、森林法の第5条の森林というのもあります。森林法第2条の森林というのは、一般的に立木竹が生えているような森林を指しますが、森林法5条では、地域森林計画を立てたところが林地開発許可の対象となります。ですので、森林法第5条の対象の森林ということで5条森林と言っていますが、林地開発は、例えば国有林とかは対象になりません。地域森林計画の、森林法第5条の対象の森林について許可を得るということで、そこが5条森林の範囲、境ということです。  事務局 (阿曽班長)	事務局	まず1点目の青い線については私の方から御説明します。2点目の
を表しています。林地開発許可は、あくまで森林の中でしか法的な効果が及びません。ですので、審査をしている内容がどこまでが許可の該当になるかを示しています。 今回の二葉建設の件に関しては、5条森林の部分がどこかを示しており、青い線の左側、上の方が森林の区域になっていて、ここが林地開発許可の対応になっていることを表しています。 事務局 (松野課長代理) 森林法では森林というと、森林法の第2条、森林法の第5条の森林というのもあります。森林法第2条の森林というのは、一般的に立木竹が生えているような森林を指しますが、森林法5条では、地域森林計画というものを県知事が立てることになっていまして、地域森林計画というものを県知事が立てることになっていまして、地域森林計画というものを県知事が立てることになっていまして、地域森林計画というものを県知事が立てることになっていまして、地域森林計画というものを県知事が立てることになっていまして、地域森林計画というものを果知事が立てることになっていまして、地域森林計画というものを果知事が立てることになります。ですので、森林法第5条の対象の森林について許可を得るということで、そこが5条森林の範囲、境ということでする。地域森林計画の、森林法第5条の対象の森林について許可を得るということで、そこが5条森林の範囲、境ということです。 本務局 (阿曾班長) 「神岡市の方ですけど、回線の不具合で繋がっていないということなので、改めて回答したいと思います。 本代は、先ほどの■■先生の御質問についてです。 下記といるのがほぼ全てですので、また確認させてください。内容もそうですが、前回の審査会でもお願いしたかと思うのですが、いつ調査をして結果が出ているのかというのも、書き加えていただきたいです。 本知しました。調査の時期はいつなのかということも、調書に書くように関管班長)	(阿曽班長)	静岡市の農地の件については、静岡市に回答をお願いします。
が及びません。ですので、審査をしている内容がどこまでが許可の該当になるかを示しています。 今回の二葉建設の件に関しては、5条森林の部分がどこかを示しており、青い線の左側、上の方が森林の区域になっていて、ここが林地開発許可の対応になっていることを表しています。  事務局 (松野課長代理)		まず青い点線ですけれども、この森林界は、森林の区域がどこまでか
になるかを示しています。 今回の二葉建設の件に関しては、5条森林の部分がどこかを示しており、青い線の左側、上の方が森林の区域になっていて、ここが林地開発許可の対応になっていることを表しています。  事務局 (松野課長代理)		を表しています。林地開発許可は、あくまで森林の中でしか法的な効果
今回の二葉建設の件に関しては、5条森林の部分がどこかを示しており、青い線の左側、上の方が森林の区域になっていて、ここが林地開発許可の対応になっていることを表しています。  事務局 (松野課長代理)		が及びません。ですので、審査をしている内容がどこまでが許可の該当
おり、青い線の左側、上の方が森林の区域になっていて、ここが林地開発許可の対応になっていることを表しています。  事務局 補足説明させてください。 森林法では森林というと、森林法の第2条、森林法の第5条の森林というのもあります。森林法第2条の森林というのは、一般的に立木竹が生えているような森林を指しますが、森林法5条では、地域森林計画というものを県知事が立てることになっていまして、地域森林計画というものを県知事が立てることになっていまして、地域森林計画を立てたところが林地開発許可の対象となります。 ですので、森林法第5条の対象の森林ということで5条森林と言っていますが、林地開発は、例えば国有林とかは対象になりません。地域森林計画の、森林法第5条の対象の森林について許可を得るということで、そこが5条森林の範囲、境ということです。  事務局 (阿曽班長) ので、改めて回答したいと思います。 それでは、先ほどの■■先生の御質問についてです。  東部農林事務所 (内藤主任) 二に書いてあるのがほぼ全てですので、また確認させてください。  「内容もそうですが、前回の審査会でもお願いしたかと思うのですが、いつ調査をして結果が出ているのかというのも、書き加えていただきたいです。  事務局 (阿曽班長) アカロにおいます。		になるかを示しています。
事務局 (松野課長代理)		今回の二葉建設の件に関しては、5条森林の部分がどこかを示して
事務局 (松野課長代理) 森林法では森林というと、森林法の第2条、森林法の第5条の森林というのもあります。森林法第2条の森林というのは、一般的に立木竹が生えているような森林を指しますが、森林法5条では、地域森林計画というものを県知事が立てることになっていまして、地域森林計画を立てたところが林地開発許可の対象となります。 ですので、森林法第5条の対象の森林ということで5条森林と言っていますが、林地開発は、例えば国有林とかは対象になりません。地域森林計画の、森林法第5条の対象の森林について許可を得るということで、そこが5条森林の範囲、境ということです。  事務局 (阿曽班長)		おり、青い線の左側、上の方が森林の区域になっていて、ここが林地開
(松野課長代理) 森林法では森林というと、森林法の第2条、森林法の第5条の森林というのもあります。森林法第2条の森林というのは、一般的に立木竹が生えているような森林を指しますが、森林法5条では、地域森林計画というものを県知事が立てることになっていまして、地域森林計画を立てたところが林地開発許可の対象となります。ですので、森林法第5条の対象の森林ということで5条森林と言っていますが、林地開発は、例えば国有林とかは対象になりません。地域森林計画の、森林法第5条の対象の森林について許可を得るということで、そこが5条森林の範囲、境ということです。  事務局		発許可の対応になっていることを表しています。
いうのもあります。森林法第 2条の森林というのは、一般的に立木竹が 生えているような森林を指しますが、森林法5条では、地域森林計画と いうものを県知事が立てることになっていまして、地域森林計画を立 てたところが林地開発許可の対象となります。 ですので、森林法第 5条の対象の森林ということで5条森林と言っ ていますが、林地開発は、例えば国有林とかは対象になりません。 地域森林計画の、森林法第 5条の対象の森林について許可を得ると いうことで、そこが5条森林の範囲、境ということです。 事務局 (阿曽班長) ので、改めて回答したいと思います。 それでは、先ほどの■■先生の御質問についてです。 東部農林事務所 (内藤主任) 手元の資料を確認したのですが、具体的な調査内容まで書いてなく、 ここに書いてあるのがほぼ全てですので、また確認させてください。 内容もそうですが、前回の審査会でもお願いしたかと思うのですが、いつ調査をして結果が出ているのかというのも、書き加えていただきたいです。 事務局 (阿曽班長) 承知しました。調査の時期はいつなのかということも、調書に書くよ うにしたいと思います。	事務局	補足説明させてください。
生えているような森林を指しますが、森林法5条では、地域森林計画というものを県知事が立てることになっていまして、地域森林計画を立てたところが林地開発許可の対象となります。 ですので、森林法第5条の対象の森林ということで5条森林と言っていますが、林地開発は、例えば国有林とかは対象になりません。地域森林計画の、森林法第5条の対象の森林について許可を得るということで、そこが5条森林の範囲、境ということです。  事務局 (阿曽班長) お問間であってすが、風縁の不具合で繋がっていないということなので、改めて回答したいと思います。 それでは、先ほどの■■先生の御質問についてです。  東部農林事務所 (内藤主任) 手元の資料を確認したのですが、具体的な調査内容まで書いてなく、ここに書いてあるのがほぼ全てですので、また確認させてください。  ■■委員 内容もそうですが、前回の審査会でもお願いしたかと思うのですが、いつ調査をして結果が出ているのかというのも、書き加えていただきたいです。  事務局 承知しました。調査の時期はいつなのかということも、調書に書くよ(阿曽班長)	(松野課長代理)	森林法では森林というと、森林法の第2条、森林法の第5条の森林と
いうものを県知事が立てることになっていまして、地域森林計画を立てたところが林地開発許可の対象となります。 ですので、森林法第5条の対象の森林ということで5条森林と言っていますが、林地開発は、例えば国有林とかは対象になりません。地域森林計画の、森林法第5条の対象の森林について許可を得るということで、そこが5条森林の範囲、境ということです。  事務局 静岡市の方ですけど、回線の不具合で繋がっていないということなので、改めて回答したいと思います。 それでは、先ほどの■■先生の御質問についてです。  東部農林事務所 「テ元の資料を確認したのですが、具体的な調査内容まで書いてなく、ここに書いてあるのがほぼ全てですので、また確認させてください。  「内藤主任」 「内容もそうですが、前回の審査会でもお願いしたかと思うのですが、いつ調査をして結果が出ているのかというのも、書き加えていただきたいです。  事務局 承知しました。調査の時期はいつなのかということも、調書に書くようにしたいと思います。		いうのもあります。森林法第2条の森林というのは、一般的に立木竹が
ですので、森林法第5条の対象の森林ということで5条森林と言っていますが、林地開発は、例えば国有林とかは対象になりません。地域森林計画の、森林法第5条の対象の森林について許可を得るということで、そこが5条森林の範囲、境ということです。  事務局 静岡市の方ですけど、回線の不具合で繋がっていないということなので、改めて回答したいと思います。 それでは、先ほどの■■先生の御質問についてです。  東部農林事務所 「テ元の資料を確認したのですが、具体的な調査内容まで書いてなく、ここに書いてあるのがほぼ全てですので、また確認させてください。  ■■委員 内容もそうですが、前回の審査会でもお願いしたかと思うのですが、いつ調査をして結果が出ているのかというのも、書き加えていただきたいです。  事務局 承知しました。調査の時期はいつなのかということも、調書に書くようにしたいと思います。		生えているような森林を指しますが、森林法5条では、地域森林計画と
ですので、森林法第5条の対象の森林ということで5条森林と言っていますが、林地開発は、例えば国有林とかは対象になりません。地域森林計画の、森林法第5条の対象の森林について許可を得るということで、そこが5条森林の範囲、境ということです。  事務局 静岡市の方ですけど、回線の不具合で繋がっていないということなので、改めて回答したいと思います。 それでは、先ほどの■■先生の御質問についてです。  東部農林事務所 手元の資料を確認したのですが、具体的な調査内容まで書いてなく、ここに書いてあるのがほぼ全てですので、また確認させてください。 「内藤主任」 内容もそうですが、前回の審査会でもお願いしたかと思うのですが、いつ調査をして結果が出ているのかというのも、書き加えていただきたいです。  事務局 承知しました。調査の時期はいつなのかということも、調書に書くようにしたいと思います。		いうものを県知事が立てることになっていまして、地域森林計画を立
でいますが、林地開発は、例えば国有林とかは対象になりません。 地域森林計画の、森林法第5条の対象の森林について許可を得るということで、そこが5条森林の範囲、境ということです。  事務局 静岡市の方ですけど、回線の不具合で繋がっていないということなので、改めて回答したいと思います。 それでは、先ほどの■■先生の御質問についてです。  東部農林事務所 「大田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田		てたところが林地開発許可の対象となります。
地域森林計画の、森林法第5条の対象の森林について許可を得るということで、そこが5条森林の範囲、境ということです。  事務局 静岡市の方ですけど、回線の不具合で繋がっていないということなので、改めて回答したいと思います。 それでは、先ほどの■■先生の御質問についてです。  東部農林事務所 手元の資料を確認したのですが、具体的な調査内容まで書いてなく、 (内藤主任) ここに書いてあるのがほぼ全てですので、また確認させてください。 ■■委員 内容もそうですが、前回の審査会でもお願いしたかと思うのですが、いつ調査をして結果が出ているのかというのも、書き加えていただきたいです。  事務局 承知しました。調査の時期はいつなのかということも、調書に書くよ うにしたいと思います。		ですので、森林法第5条の対象の森林ということで5条森林と言っ
おおります。 いうことで、そこが 5 条森林の範囲、境ということです。		ていますが、林地開発は、例えば国有林とかは対象になりません。
事務局 静岡市の方ですけど、回線の不具合で繋がっていないということなので、改めて回答したいと思います。 それでは、先ほどの■■先生の御質問についてです。 東部農林事務所 手元の資料を確認したのですが、具体的な調査内容まで書いてなく、ここに書いてあるのがほぼ全てですので、また確認させてください。 「内容もそうですが、前回の審査会でもお願いしたかと思うのですが、いつ調査をして結果が出ているのかというのも、書き加えていただきたいです。  事務局 承知しました。調査の時期はいつなのかということも、調書に書くようにしたいと思います。		地域森林計画の、森林法第5条の対象の森林について許可を得ると
<ul> <li>(阿曽班長) ので、改めて回答したいと思います。 それでは、先ほどの■■先生の御質問についてです。</li> <li>東部農林事務所 (内藤主任) 手元の資料を確認したのですが、具体的な調査内容まで書いてなく、ここに書いてあるのがほぼ全てですので、また確認させてください。</li> <li>■■委員 内容もそうですが、前回の審査会でもお願いしたかと思うのですが、いつ調査をして結果が出ているのかというのも、書き加えていただきたいです。</li> <li>事務局 承知しました。調査の時期はいつなのかということも、調書に書くよ(阿曽班長) うにしたいと思います。</li> </ul>		いうことで、そこが5条森林の範囲、境ということです。
でれでは、先ほどの■■先生の御質問についてです。  東部農林事務所 手元の資料を確認したのですが、具体的な調査内容まで書いてなく、 (内藤主任) ここに書いてあるのがほぼ全てですので、また確認させてください。  ■■委員 内容もそうですが、前回の審査会でもお願いしたかと思うのですが、 いつ調査をして結果が出ているのかというのも、書き加えていただき たいです。  事務局 承知しました。調査の時期はいつなのかということも、調書に書くよ (阿曽班長) うにしたいと思います。	事務局	静岡市の方ですけど、回線の不具合で繋がっていないということな
東部農林事務所 (内藤主任)	(阿曽班長)	ので、改めて回答したいと思います。
<ul> <li>(内藤主任) ここに書いてあるのがほぼ全てですので、また確認させてください。</li> <li>■■委員 内容もそうですが、前回の審査会でもお願いしたかと思うのですが、いつ調査をして結果が出ているのかというのも、書き加えていただきたいです。</li> <li>事務局 承知しました。調査の時期はいつなのかということも、調書に書くようにしたいと思います。</li> </ul>		それでは、先ほどの■■先生の御質問についてです。
■■委員 内容もそうですが、前回の審査会でもお願いしたかと思うのですが、 いつ調査をして結果が出ているのかというのも、書き加えていただき たいです。 事務局 承知しました。調査の時期はいつなのかということも、調書に書くよ (阿曽班長) うにしたいと思います。	東部農林事務所	手元の資料を確認したのですが、具体的な調査内容まで書いてなく、
いつ調査をして結果が出ているのかというのも、書き加えていただき たいです。 事務局 承知しました。調査の時期はいつなのかということも、調書に書くよ (阿曽班長) うにしたいと思います。	(内藤主任)	ここに書いてあるのがほぼ全てですので、また確認させてください。
たいです。	■■委員	内容もそうですが、前回の審査会でもお願いしたかと思うのですが、
事務局 承知しました。調査の時期はいつなのかということも、調書に書くよ (阿曽班長) うにしたいと思います。		いつ調査をして結果が出ているのかというのも、書き加えていただき
(阿曽班長) うにしたいと思います。		たいです。
	事務局	承知しました。調査の時期はいつなのかということも、調書に書くよ
今泉議長よろしくお願いします。	(阿曽班長)	うにしたいと思います。
	今泉議長	よろしくお願いします。

	静岡市の方と繋がりましたね。■■委員からの質問について、静岡市
+6 57 -	の方、聞こえましたでしょうか。
静岡市	最初の質問ですが、まずどのような農地に返還されるのかというこ
(森主幹)	とですが、まずステップ A で、作られた調整池を埋めた後に沈下のな
	いように施工し、表土に農地に適した土を入れていく予定です。
	返還する農地につきましては、個人の所有で計画は所有者にしかわ
	からず、我々はわからない状況です。
	造成地に一度なってから農地ということですが、東海造成も長い計
	画で採石事業を行っていまして、農地として返還する部分は、平地に
	し、作業ヤードとして使用してきました。仮置きをしたり重機が走った
	り、砕石をするための機械を置いたりと利用されてきました。
	そこについて、図面の左側の方に採石事業が進んでいくと、平地の面
	積が増えていき、そこで作業ができるようになってきますので、そちら
	は、地権者から要望がありましたので、農地に戻すということで事業を
	計画しています。
■■委員	農土を入れるということがわかりました。1点目は、わかりました。
	2点目ですが、計画図面上農地に戻るという話ではなく、土地利用計
	画法上の森林から別の地域に入ってもう一度、今度は農地として面積
	に組み込まれるのかどうかということをお聞きしたいです。
静岡市	図面の網掛けの部分は5条森林外、網かけがないところは5条森林
(森主幹)	であり、オレンジ囲いをしている部分には5条森林の部分とそうでな
	い部分がありますので、ここについては、5条森林から外されると認識
	しています。
■■委員	5条森林から外れて、それから農地として面積が確定されるという
	ことでしょうか。もう一度算定されるということでしょうか。
静岡市	そこは、農地法の方にまた再申請するという形だと思われます。
(森主幹)	
事務局	私達、森林法を担当している部局なので、まず森林法の担当として、
(松野課長代理)	御回答します。
	一般的には事業が完了した段階で、完了確認をします。事業区域が計
	画どおりになっていれば、残置森林とか森林として残す部分以外、例え
	ば農地とか工場の宅地造成のところは、完了確認ができた時点で次の
	地域森林計画の見直しのときに5条森林区域から除外をします。
	5条森林から除外をすると、森林法の林地開発の対象外になるので、
	   例えば農地法とか国土利用の関係の法令とか都市計画法とか、いろい
	ろあると思うのですけども、そこは森林サイドでは制限が外れてしま
I .	1

	うので、特にタッチしてない状況です。
	国土利用の会議とかで、こういうところを5条森林から外しました
	という報告はしていますが、新たなところの網掛けとか取り扱いにつ
	いては森林サイドで制限をかけていません。
	ですので、例えば農地として認められるかどうかというのは、農地の
	法律の判断になりますし、別の網掛けは別の法律で、法令ごとにやって
	いくという考えです。森林法としては、5条森林から、完了確認した段
	階で外すということになります。
今泉議長	そろそろ取りまとめをする時間になってきたのですが、先生方から
	何かこれだけは質問をしておきたいというものはございますか。
■■委員	今の土地の利用のことで、森林法から外れてしまったら、例えば持ち
	主が使うのをやめてソーラーパネルなどにしてしまうと、農地の方で
	判断をされることになるのですか。
事務局	森林法の林地開発許可の完了した時点で、森林法の効力、許可の効力
(松野課長代理)	はなくなります。
	そこを担保するために、法律の話ではなく、残置森林等の維持管理協
	定と言いまして、残置森林は適切に残してくださいとか、調整池を適切
	に維持管理してくださいとか、計画どおりに事業をやってくださいと
	いう協定を、通常5年を一期として結んでいます。
	事業者、県、市、地元が入り協定を結び、まず5年間は協定の中で土
	地利用計画を担保していくことになっています。 例えば、農地といって
	いたのがいきなり太陽光になると、それは困るという話が地元から出
	たり、県からもしたりします。5年後には、基本は事業者に継続をお願
	いしています。
今泉議長	その他委員から何かございますか。
	緑のファイルの包括諮問のタブをご覧ください。答申報告というこ
	とで、県から指導事項ということでそれぞれ指導がされています。
	今回の議論を踏まえ、部会から何か指導事項として付け加えること
	がございましたら付け加えることが可能ですが、委員から何かござい
	ますか。
	今回の議論の内容は、調書の書き方や、他の法令との関わりで土地利
	用があった場合どうなるか、その辺りが中心だったように思いますが、
	事業者に対する指導事項等で追加すべきことがあれば御発言をお願い
	します。特にございませんか。
	では、指導事項としては県からの指導を、事業者に引き続き守ってい
	ただくということで、部会からの意見の取りまとめとさせていただき

	ます。
今泉議長	以上で一通り終わりましたが、最後に事務局から連絡事項として、次
	回の林地保全部会について御説明をお願いします。
事務局	林地保全部会は、3の倍数月に開催することとしています。基本的に
(阿曽班長)	第2水曜日にお願いしたいと思っております。
	また改めて調整させていただきます。
今泉議長	他に連絡事項はございますか。よろしいですか。
事務局	以上です。
(阿曽班長)	
今泉議長	ではこれで本日の審議を終了します。事務局は議事録の取りまとめ
	と、議事録署名人である■■委員の署名を受けてください。■■先生よ
	ろしくお願いいたします。
今泉議長	事務局から他に何かございますか。
事務局	特にございません。
(阿曽班長)	
今泉議長	それでは、全て議事が終わりましたので、議事の進行を解かせていた
	だき、事務局にお返しします。
事務局	今泉部会長ありがとうございました。
(阿曽班長)	以上で閉会となりますが、最後に事務局を代表しまして、森林保全課
	長の大川井から御挨拶申し上げます。
事務局	(挨拶)
(大川井課長)	
事務局	以上をもちまして、令和4年静岡県森林審議会第1回林地保全部会
(阿曽班長)	を閉会いたします。どうもありがとうございました。